## ケマネジメントに関する基本方針について (指定居宅介護支援)

市では、「ケアマネジメントに関する保険者の基本方針」を条例※の中に定めています。

※条例:青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年12 月24日条例第44号)

## ○指定居宅介護支援の基本方針

(基本方針)

- 第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、 利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、 総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援を行う者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、在 宅介護支援センター(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の七の二に 規定する老人介護支援センターをいう。)、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防 支援を行う者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)、介護保険施設、障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十 一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動 によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければな らない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならな い。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条 の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めなければならない。

## ○指定居宅介護支援の基本取扱方針

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第十六条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常 にその改善を図らなければならない。

## ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第十七条 指定居宅介護支援の事業の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - 一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に 関する業務を担当させること。
  - 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
  - 三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
  - 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を 支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービ ス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービ ス計画上に位置付けるよう努めること。
  - 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。
  - 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
  - 七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年青森市条例第八号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第二十六条第一項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとすること。
- 十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握 (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主

治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

- 十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
  - イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。
  - ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。
- 十五 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、 居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求 めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等に より意見を求めることができるものであること。
  - イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
  - ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 十六 第十三号に規定する居宅サービス計画の変更については、第三号から第十二号までの規定を準用すること。
- 十七 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率 的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困 難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院、入所又は入居を希望 する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- 十八 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院、退所又は退居しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、 居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- 十八の二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第十八号の二の規定に より厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護 (同号の規定により厚生労働大臣が定 めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用 の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するととも に、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。
- 十八の三 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。
- 十九 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス

の利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

- 十九の二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、 当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。
- 二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。
- 二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- 二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- 二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合に あっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記 載すること。
- 二十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者又はその家族にその趣旨(同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- 二十五 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- 二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定 介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その 業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適 正に実施できるようにすること。
- 二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条 第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見

の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定居宅介護支援を提供できるよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。